

パン、菓子製造業における起因物なしを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	5~6	構内の清掃中、バケツを取りに行き台車に乗せて戻る途中、パネルを操作していた別の社員が不意に振り返りぶつかりそうになったため、慌てて立ち止まった際に後ろに転倒し、手をついて手首を痛めた。	51	100~299
4	10~11	工場の事務所玄関において、荷物を両手で持った状態で、後ろ向きになり、玄関の扉を腰で押し開けようとした所、腰を捻ってしまった。	69	300~499
4	11~12	第二工場のゼリー液充填室でゼリー充填の為のホッパータンク内（深さ約90cm）を清掃及び菌採取をしている時、前のめりの無理な体勢になり、ホッパータンクの縁で右肋骨部分を圧迫しながら作業を行っていた。日々20分~30分を2回以上、約1か月間続けた頃から圧迫部分が次第に痛みだし、圧迫部分が挫傷していた。	32	50~99
4	15~16	缶流しの作業中、コンベア上で缶が詰まった為、それを取り除こうとして慌てて走り出した際に足を捻った。	44	50~99
7	17~18	生産管理業務を担当していた被災者は、上司による日々の業務指導から始まる業務の適正な範囲を超えた発言により、過度の精神的なストレスを受けた。疲れが溜まり、精神的にも身体的にも苦痛となり、病院へ行ったところ、うつ病と診断された。	48	50~99
9	8~9	始業時の全体朝礼を、工場第1棟2Fの通路で行っていた際、長時間起立（15分程度）状態にあって、本人が生理中でもあったためか、貧血状態で意識がうすれ、直立のまま前方に受け身をとらない形で倒れ、床面に顔面を強打、顎の骨折、前歯1	19	50~99

		本を折ったものである。		
9	10～ 11	クレーン解体の為後退中、車体が右側に傾き、転倒する、その際、体を打ちつけ骨折など負傷する。	65	1～ 9
10	12～ 13	被災者は蒸しパン包装場での蒸しパン包装作業に従事していた。担当していた作業は包装機に製品を流し入れる作業者に対し、ラックから蒸し網ごと作業台に製品を補充する役割であった。その作業中、次の蒸し網をラックから取り出そうと体を横に向けたところ、体のバランスを崩して床に転倒しそうになり、咄嗟に左手を床に着いて手首部分を負傷したものである。	56	100 ～ 299
10	15～ 16	休憩室を出ようと床に段差を降りた際、右足を床についたらまだ痺れが残っていて姿勢が乱れ、続いて左足を床についたとき左足首を捻る形になってしまい段差を降りた勢いそのまま前に転倒、この際左足首を負傷した。	47	10 ～ 29
12	7～8	ひざ上の高さに積まれていた番重台車（パンケース用の台車）を4台持ち上げて運ぼうとした際、腰に負担がかかり負傷してしまった。	55	500 ～ 999
12	15～16	派遣先の工場内でパック詰のお餅を冷凍庫へ移動するため、トレーに並び入れて台車に積み上げる作業を連日していたところ、腕が痛くなり、病院で右上腕二頭筋断裂と診断された。	49	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html